

目次

	各種施策	担当課	ページ
相 談	総合相談窓口	防災安全課	1
	こころの相談	健康保険課	1
経 済 的 負 担 の 軽 減	犯罪被害者等見舞金	防災安全課	2
	遺族基礎年金	健康保険課	2
	障害基礎年金	健康保険課	3
	特別障害者手当	障がい生活課	4
	障害児福祉手当	障がい生活課	4
	町税等に関する各種制度	税務課	5
	国民年金保険料の申請免除等	健康保険課	5
	国民健康保険税の減免および徴収猶予	税務課	6
	後期高齢者医療保険料の減免および徴収猶予	健康保険課	6
	後期高齢者医療保険の一部負担金の減免および徴収猶予	健康保険課	7
	介護保険料の減免および徴収猶予	介護福祉課	8
	介護保険の利用者負担額の減免	介護福祉課	9
	第三者行為の届出による医療費の負担の軽減	健康保険課	10
	高額療養費	健康保険課	10
	ひとり親家庭医療費助成	子ども未来課	11
	児童扶養手当	子ども未来課	12
	特別児童扶養手当	障がい生活課	13
	就学援助制度	学校教育課	14
ひとり親家庭における放課後児童クラブの利用料の減免	子ども未来課	15	
ひとり親家庭における病児デイケアの利用料の減免	子ども未来課	15	
日 常 生 活 の 支 援	身体障害者手帳の交付	障がい生活課	16
	精神障害者保健福祉手帳の交付	障がい生活課	17
	自立支援医療費助成	障がい生活課	18
	重度心身障害者等医療費助成	障がい生活課	19
	各種障がい福祉サービス	障がい生活課	20
	生活困窮者自立支援制度	丹南健康福祉センター・障がい生活課	21
	生活保護	丹南健康福祉センター・障がい生活課	22
	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	子ども未来課	23
すみずみ子育てサポート事業	子ども未来課	24	
安 全 の 確 保	住民情報請求権制限	住民環境課	25
安 住 の 定 居	町営住宅への入居	定住促進課	26

【各種相談】

○ 総合相談窓口

（支援概要）

犯罪被害者等からの各種相談に対応し、庁内外への情報提供・橋渡しを行うなど総合的に対応します。

（窓口）

防災安全課 0778-34-8721

○ こころの相談

（支援概要）

様々な悩みについて、精神科・臨床心理士が相談に対応します。
相談時間は45分、費用は無料です。

（予約方法）

相談をご希望の方は3日前までに下記窓口までご連絡ください。

（窓口）

健康保険課 0778-34-8710

【経済的負担の軽減】

○ 犯罪被害者等見舞金

(支援概要)

支給対象要件を満たす方に対して見舞金の交付を行います。見舞金は2種類あり、支給対象要件と支給金額は下記のとおりです。

種類	支給対象要件	金額
遺族見舞金	① 犯罪行為によりお亡くなりになった人のご遺族※ ¹ ② 犯罪行為が行われた時および見舞金の申請時に越前町に住所がある人※ ²	30万円
重傷病見舞金	① 犯罪行為により重傷病を負われた人※ ³ ② 犯罪行為が行われた時および見舞金の申請時に越前町に住所がある人※ ²	10万円

※¹本規則における「遺族」とは、犯罪被害によりお亡くなりになった人の第1順位遺族であることを指します。

※²支給対象者がやむを得ない理由により住所を移転せずに町内に居住している場合は、町内に居住していることを客観的に確認できる書類の提出により町内に住所がある人とみなすことができます。

※³本規則における「重傷病」とは、療養期間が1か月以上かつ入院3日以上を要すると医師が診断した状態（精神疾患の場合は、療養1か月以上かつ3日以上労務に服することができないと医師が診断した状態）であることを指します。

(窓口)

防災安全課 0778-34-8721

○ 遺族基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中の方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた配偶者や子がいる場合に支給します。

(対象要件等)

- ① 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が死亡したときに、死亡した被保険者の保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること。
- ② 死亡した方に生計を維持されていた18歳に達した年度の年度末までの子、又は1、2級の障害の状態にある20歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にしており、死亡した方に生計を維持されていた配偶者であること。

(窓口)

健康保険課 0778-34-8710

○ 障害基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障がいが残った場合などに、一定額を支給します。身体的な障がいのみならず、精神的な障がいについても、受給できる可能性があります。

(対象要件等)

- 1 病気やけがの初診日に被保険者である方や被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が以下の要件に該当していること。
 - ・ 初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に傷病が治った日に、1、2級の障害の状態にあるとき。
 - ・ 保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること。
- 2 初診日が20歳前にある場合は、20歳になったときに1、2級の障がいの状態にあること。

(窓口)

健康保険課 0778-34-8710

○ 特別障害者手当

(支援概要)

精神または身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

(関連通知)

令和5年7月7日付障企発第1号「「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、自立支援給付の周知について（通知）」

(窓口)

障がい生活課 0778-34-8723

○ 障害児福祉手当

(支援概要)

精神または身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

(関連通知)

令和5年7月7日付障企発第1号「「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、自立支援給付の周知について（通知）」

(窓口)

障がい生活課 0778-34-8723

○町税等に関する各種制度

(支援の概要)

特別な事情により納期内に税を納めることができない場合などに相談を受けています。必要があると認められたときは、個人住民税の軽減、減免措置、徴収の猶予等を適用する場合があります。

(対象要件等)

当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者など

(窓口)

税務課 0778-34-8709

○ 国民年金保険料の申請免除等

(支援の概要)

収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが困難な方はご本人からの申請により、保険料の納付猶予または全額もしくは一部が免除になる制度があります。

(窓口)

健康保険課 0778-34-8710

○ 国民健康保険税の減免および徴収猶予

(支援の概要)

特別な事情により納期限内に税を納めることができない場合などに相談を受けています。必要があると認められたときは、国民健康保険税の軽減、減免措置、徴収の猶予等を適用する場合があります。

(対象要件等)

災害その他特別な事情により生活が著しく困難となった者など

(窓口)

税務課 0778-34-8709

○ 後期高齢者医療保険料の減免および徴収猶予

(支援の概要)

被保険者またはその属する世帯の世帯主が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情を有する場合には、保険料を納めることができない特別の理由があるものとして、当該被保険者または世帯主の状況を踏まえ、保険料の減免および徴収猶予の対象となる場合があります。

(対象要件等)

【徴収猶予】

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

【保険料の減免】

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(窓口)

健康保険課 0778-34-8710

○ 後期高齢者医療保険の一部負担金の減免および徴収猶予

(支援の概要)

被保険者の属する世帯の世帯主が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情を有する場合は、一部負担金の減免や徴収猶予の対象とすることが可能です。

(関連通知)

平成31年1月31日保高発0131第2号「一部負担金の減額、免除及び徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」

令和5年6月30日付保高発0630第3号「犯罪等の被害を受けた被保険者等に係る国民健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料(税)並びに一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱いについて」

(窓口)

健康保険課 0778-34-8710

○ 介護保険料の減免および徴収猶予

(支援の概要)

納付義務者が災害や貧困、その他特別な事情を有する場合には、保険料を納めることができない特別の理由があるものとして、当該納付義務者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の状況を踏まえ、保険料の減免および徴収猶予の対象となる場合があります。

(対象要件等)

【徴収猶予】

- (1) 災害その他特別の事情のある者
- (2) 貧困により生活が著しく困難となった者

【保険料の減免】

- (1) 災害その他特別の事情のある者
- (2) 貧困により生活が著しく困難となった者

(関連通知)

令和5年6月30日付老介発0630第1号「犯罪等の被害を受けた被保険者等に係る介護保険制度における保険料の減免及び徴収猶予並びに利用者負担額の減免の取扱いについて」

(窓口)

介護福祉課 0778-34-8715

○ 介護保険の利用者負担額の減免

(支援の概要)

要介護等被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が犯罪等の被害を受け、生活が著しく困難となったなどの事情を有する場合は、介護保険の利用者負担額を減免することができます。

(対象要件等)

- (1) 要介護等被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 要介護等被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 要介護等被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 要介護等被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(関連通知)

令和5年6月30日付老介発0630第1号「犯罪等の被害を受けた被保険者等に係る介護保険制度における保険料の減免及び徴収猶予並びに利用者負担額の減免の取扱いについて」

(窓口)

介護福祉課 0778-34-8715

○ 第三者行為の届出による医療費の負担の軽減

(支援の概要)

犯罪の被害によるものなど、第三者行為による治療についても、自己負担分を除く医療費については医療保険の給付の対象となります。その後、保険者が支払った給付費については、保険者から加害者に請求することになります。そのため、医療保険各法では、被害者である被保険者に対して、その事実等を保険者に届けることを義務付けています。届出先は下記のとおりになります。

※ 加害者が損害賠償責任を負う旨を記した誓約書があることは、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、犯罪の被害者である被保険者が誓約書を提出することがなくとも医療保険の給付は行われます。

(関連通知)

令和5年6月30日付保保発0630第1号保国発0630第1号保高発0630第1号「犯罪被害による傷病の保険給付の取扱いについて（再周知）」

(窓口)

国民健康保険	健康保険課	0778-34-8710
後期高齢者医療保険	健康保険課	0778-34-8710
各勤務先の保健組合	各勤務先	

○ 高額療養費

(支援の概要)

入院が長引いた時などで医療費が高額となった場合に、医療費の自己負担限度額を超えた支払分を、加入している健康保険から払い戻しすることができる制度です。また、事前に高額医療を受けることが分かっている場合は、「限度額適用認定証」等の交付手続きをすれば、窓口での負担を自己負担限度額までにすることができます。

(窓口)

国民健康保険	健康保険課	0778-34-8710
後期高齢者医療保険	健康保険課	0778-34-8710
各勤務先の保健組合	各勤務先	

○ ひとり親家庭医療費助成

(支援の概要)

20歳未満の子どもがいるひとり親家庭の親と、その20歳未満の子どもの医療費について、医療費の一部負担分を助成します。

(対象要件等)

- ・ 児童扶養手当の支給要件に該当する20歳未満の子をもつひとり親家庭
(扶養義務者の所得制限はありません)
- ・ 越前町に住所があること

(窓口)

子ども未来課 0778-34-8725

○ 児童扶養手当

(支援の概要)

18歳年度末までの子ども（一定程度の障がいの状態にある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の親、または、父母の代わりにその子どもを養育している方に手当を支給します。

※ 所得制限があります。

(支給月額)

児童数	全額支給（月額）	一部支給
第1子	45,500円	所得に応じて45,490～10,740円
第2子	10,750円	所得に応じて10,740～5,380円
第3子以降（1人につき）	6,450円	所得に応じて6,440～3,230円

※ 所得が一定以上ある場合は、一部または全部が支給されません。

※ 公的年金等を受給している場合は、差額の支給となります。なお、障害基礎年金の給付を受けている場合は、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができます。

※ 受給開始から5年を経過した場合、または離婚等支給要件に該当してから7年を経過している場合、就業等の必要条件を満たしていないと手当が減額される場合があります。

(関連通知)

令和5年6月27日付事務連絡「犯罪被害者等施策推進会議決定を踏まえた児童扶養手当の周知について」

(窓口)

子ども未来課 0778-34-8725

○ 特別児童扶養手当

(支援の概要)

20歳未満で精神又は身体に中度以上の障がいをもつ児童を養育している父母等に手当を支給します。

※ 所得制限があります。

(支給月額)

- ・ 1級 53,700円
- ・ 2級 35,760円

(関連通知)

令和5年7月7日付障企発第1号「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定に伴う特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、自立支援給付の周知について（通知）」

(窓口)

障がい生活課 0778-34-8723

○ 就学援助制度

(支援の概要)

経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して町が必要な援助費を支給されます。

※ 所得制限があります。

(対象要件等)

越前町立小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、次の各項のいずれかに該当する者とする。

- 1 生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者。
- 2 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者。
- 3 生活状態が悪いため学校納付金を減免している者。
- 4 生活状態が悪いため学校納付金を滞りがちである者。
- 5 被服が著しく悪くまた学用品、通学用品等に不自由している者。
- 6 経済的な理由による欠席日数が多い者。
- 7 その他、教育委員会が必要と認めた者。

(支給内容)

学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、医療費(学校保健安全法第 24 条に定められた疾病のみとする)、学校給食費

(窓口)

学校教育課 0778-34-8716

○ ひとり親家庭における放課後児童クラブの利用料の減免

(支援の概要)

放課後児童クラブの利用にあたり、ひとり親家庭の子どもについて、優先的な利用や利用料の減免を行います。

(対象要件等)

- ・ 児童扶養手当受給世帯
- ・ 住民税非課税世帯
- ・ 生活保護受給世帯

(窓口)

子ども未来課 0778-34-8725

○ ひとり親家庭における病児デイケアの利用料の減免

(支援の概要)

病児デイケアの利用にあたり、ひとり親家庭等の利用料を還付します。

(対象要件等)

児童扶養手当受給世帯の小学校6年生までの子ども

(窓口)

子ども未来課 0778-34-8725

【日常生活の支援】

○ 身体障害者手帳の交付

（支援の概要）

身体に障がいのある方本人または保護者の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等、自立支援医療の給付、補装具購入（修理）費の支給、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、在宅手当の給付、各種税の減免及び控除、公共交通機関の運賃割引などのサービスが障害区分の程度に応じて受けられます。

※ 診断書作成料は有料です。

（対象要件等）

視覚・聴覚機能、平衡機能、音声・言語機能またはそしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能（平成 22 年 4 月 1 日～）、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいがある方

（窓口）

障がい生活課 0778-34-8723

○ 精神障害者保健福祉手帳の交付

(支援の概要)

精神に障がいのある方本人の申請または家族等の代理申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、各種税の減免及び控除、NHKの受信料の減免、公共交通機関の運賃割引、重度心身障害者医療費の助成（精神通院のみ）などのサービスが障害区分の程度に応じて受けられます。

※ 診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病およびその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

(窓口)

障がい生活課 0778-34-8723

○ 自立支援医療費助成

(支援の概要)

精神通院医療（通院による精神医療を続ける必要がある方）、育成医療（身体上の障がい・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており、障がいを回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる医療費の自己負担額が原則1割に軽減されます。ただし、所得制限があります。

※ 診断書作成料は有料です。

※ 犯罪被害者等のPTSD治療については、精神通院医療が利用できます。

(窓口)

障がい生活課 0778-34-8723

○ 重度心身障害者等医療費助成

(支援の概要)

重度心身障がい者の経済的負担を軽減するため、保険診療として認められる医療を対象とした自己負担額を助成します。

(対象要件等)

身体障害者手帳… 1 級～ 3 級の人

精神障害者保健福祉手帳… 1 級・ 2 級の自立支援医療（精神通院）受給者

療育手帳… A 1 ・ A 2 ・ B 1 ・ B 2 の一部の人

※ 所得制限があります。

※ 保険適用外のもの（健康診断、予防接種、差額室料、液剤の容器代など）は助成されません。

※ 精神障害者保健福祉手帳の方は、精神通院が対象です。

(窓口)

障がい生活課 0 7 7 8 - 3 4 - 8 7 2 3

○ 各種障がい福祉サービス

(支援の概要)

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障害者を含む）などを対象に、その人に必要な支援の度合い（「障害支援区分」）を測り、その程度に応じたサービスを提供します。

(内容)

介護給付	居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む）
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行う。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機関を提供する。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
訓練等給付	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う。
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。
	就労選択支援	働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望・就労能力や適性等にあった選択を支援する。
地域支援事	移動支援	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出に対する移動の支援を行う。
	日中一時支援	障がい者等の家族の就労支援や障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息時間の確保のために、障がい者等に活動の場を提供し、見守り社会に適応するための日常的な訓練を行う。

(窓口)

障がい生活課 0778-34-8723

○ 生活困窮者自立支援制度

(支援の概要)

働きたくても働けない、住むところがない、など生活に困っている人の相談に下記のとおり支援します。

(支援内容)

①自立相談支援事業

お困りごとを個別にお聞きして、問題を解決するためのプランを作成し、自立に向けた支援を行います。

②住居確保給付金 ※要件あり

離職などで住宅を失った、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなど条件に一定期間家賃相当額を支給します。

※ 支給額には上限があります。

※ 支給方法は、住宅の貸主等の口座への振込みとなります。

③就労準備支援事業 ※要件あり

直ちに就労が困難な方に6カ月～1年間プログラムにそって、一般就労に必要な基礎能力を養いながら、就労に向けた支援を行います。

④学習支援事業 ※要件あり

生活に困窮されている世帯の子どもに学習支援を行います。

⑤一時生活支援事業 ※要件あり

住居のない方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。

⑥家計相談支援事業

家計の状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、支援計画の作成、相談支援、必要に応じて貸付のあっせんなどを行います。

(窓口)

福井県丹南健康福祉センター 福祉課 0778-51-0034

越前町役場 障がい生活課 0778-34-8723

○ 生活保護

(支援の概要)

生活に逼迫している方に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行います。

(対象要件等)

- ・ 不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。
(不動産、自動車は例外的に保有が認められる場合があります。)
- ・ 就労できない、または就労していても必要な生活費を得られない。
- ・ 年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない。
 - ※ 扶養義務者からの扶養は保護に優先されます。
 - ※ 必要な生活費は、年齢、世帯の人数等により定められており(最低生活費)、最低生活費以下の収入の場合に生活保護を受給できます。
 - ※ 生活保護を受けられるかの判断は、上記のほか細かな規定がありますので、詳しくは、下記窓口にご相談ください。

(関連通知)

令和5年6月30日付社援保発 0630 第1号「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく犯罪被害者等給付金の生活保護制度上の取扱いについて(通知)」

(窓口)

福井県丹南健康福祉センター 福祉課 0778-51-0034
越前町役場 障がい生活課 0778-34-8723

○ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

（支援の概要）

保護者が病気や事故、冠婚葬祭などで家庭での養育ができないときに、児童養護施設などで一時的に子どもを預かったり、保護者の仕事またはその他の理由により、平日夜間または休日に家庭での養育ができないときに、児童養護施設などで夕方から夜間にかけて子どもを預かります。

（対象児童）

生後6カ月から

（時間）

ショートステイ：24時間、連続7日以内

トワイライトステイ：17時から21時まで、おおむね連続6カ月以内

（料金）

ショートステイ

- ・生活保護世帯 0円/日
- ・町民税非課税世帯 1, 100円/日
- ・上記以外の世帯 (2歳未満児) 5, 350円/日
(2歳以上児) 2, 750円/日

トワイライトステイ

- ・生活保護世帯 0円/日
- ・町民税非課税世帯 500円/日
- ・上記以外の世帯 (基本) 750円/日
(休日預かり) 1, 350円/日

（窓口）

子ども未来課 0778-34-8725

○ すみずみ子育てサポート事業

(支援の概要)

社会的にやむを得ない理由により、家庭で一時的に子どもを養育できない場合、下記サポートを提供します。

(サポートの種類)

- ・ 一時預かり
- ・ 保育所、こども園等への送迎
- ・ 生活支援（食事の用意、買い物、洗濯、掃除など）

(利用対象者)

- ・ 小学校就学前までの子どもを養育する方（小学校3年生以下の子どもを養育する方については、放課後児童クラブの利用ができない場合を対象とする）
- ・ 第一子を出産予定の妊婦で、生活支援が必要な方

(料金)

- ・ ハーツキッズさばえ
- ・ ハーツキッズたけふ
- ・ ハーツキッズ羽水
- ・ ハーツキッズ学園
- ・ ハーツキッズ志比口
- ・ ハーツキッズはるえ

(利用料) 第1子：400円/時、第2子以降等：50円/時

- ・ 越前町社会福祉協議会

(利用料) 第1子：350円/時、第2子以降等：0円/時

- ・ ベビーシッターくれいどる

(利用料) 第1子：1,150円~/時、第2子以降等：800円~/時
(年会費(保険料含む)) 5,000円/人または1,000円/回

(窓口)

子ども未来課 0778-34-8725

【安全の確保】

○ 住民情報請求権制限

（支援の概要）

DV、ストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者の方については、市区町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支援措置を申し出て、「DV等支援対象者」となることにより、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられます。

（窓口）

住民環境課 0778-34-8708

【居住の安定】

○ 町営住宅への入居

(支援の概要)

下記の要件を満たす方は、町営住宅の入居が可能です。

(対象者)

①現在同居しているまたは同居しようとする親族がいること。

ただし、下記の方は単身でも入居可能です。

- ・60歳以上の方
- ・身体障がい、精神障がい、知的障がいのある方
- ・生活保護受給者の方 など
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する被害者の方

②現に住宅に困窮していることが明らかであること。

③世帯の収入(所得月額)が、入居収入基準額を超えていないこと。

④市町村税の滞納がないこと。

⑤暴力団員でないこと。

※町長の定める資格を有する連帯保証人が必要です。

(窓口)

定住促進課 0778-34-8727

【優先入居】

- 犯罪被害者等およびDV被害者に対応している
- DV被害者のみ対応している
- 犯罪被害者等にもDV被害者にも対応していない

【公営住宅から公営住宅への転居】

- 犯罪被害者等およびDV被害者に対応している
- DV被害者のみ対応している
- 犯罪被害者等にもDV被害者にも対応していない

【一時入居】

- 犯罪被害者等およびDV被害者に対応している
- DV被害者のみ対応している
- 犯罪被害者等にもDV被害者にも対応していない

(関連通知)

令和5年3月24日付国住備第400号「犯罪被害者等の公営住宅への入居について(通知)」